Press Release

令和７年９月４日

今治保健所企画課

令和７年度第１回愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議の開催について

標記会議を次のとおり開催（部分公開）します。

１　開催日時
　令和７年９月 11 日（木曜日）　午後３時００分～（１時間程度）
　（このうち傍聴可能時間（予定）午後３時から午後３時 40 分頃まで）
２　開催場所
　東予地方局　今治支局４階　大会議室（今治市旭町１－４－９）
３　議　題
（１）地域医療構想関係
　議題１　令和６年度病床機能報告について
　議題２　かかりつけ医機能報告制度について
　議題３　外来医療・在宅医療・介護分析の中間報告について
　議題４　詳細分析実施の協議について
　議題５　病床数適正化支援事業について【非公開】
（２）地域医療介護総合確保基金事業関係
　議題６　令和８年度地域医療介護総合確保基金事業の要望について【非公開】
（非公開理由）
　審議するにあたり、個々の具体的事業計画内容や事業経費など、競争上の地位や利益を害するおそれがあり、個人・法人等の権利・利益を保護する必要があるため。
　また、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるほか、不当に県民の間に混乱を生じさせ、医療機関に不利益を及ぼすおそれがあるおそれがあるため。

（１）傍聴の定員　４人
（２）傍聴の申込方法等
　①　傍聴を希望される方は、９月９日（火曜日）午後５時までに、電話、FAX 又はメールにより、傍聴を希望する会議の名称（愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議）、氏名、住所及び連絡先の電話若しくは FAX の番号又はメールアドレスを今治保健所企画課医療対策係へ連絡して下さい。（１回の申込につき１人のみ可）
　②　傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
　③　傍聴することができる方には、９月 10 日（水曜日）午後５時までに、今治保健所から電話、FAX 又はメールによりその旨を連絡します。
　④　傍聴するに当たって守るべき事項等は、愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議傍聴要領で御確認ください。
（３）会議は、議題（１）を傍聴できます。（傍聴終了予定　午後３時 40 分頃）

〔問い合わせ先及び傍聴申込み先（事務局）〕
今治保健所（東予地方局健康福祉環境部今治支局）企画課（担当：奥田）
［〒794-8502　愛媛県今治市旭町１丁目４番地９］
電　話　０８９８―２３―２５００　内線２５４
ＦＡＸ　０８９８―２３―２５３１
メール　ima-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp

愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議傍聴要領

１　会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議開始時刻の５分前までに会場の受付で氏名及び住所等を記入の上、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。（受付は、会議開始時刻の 30 分前から行います。）

２　会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

(1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。

(2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではない。

(4) その他、会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

３　会議の秩序の維持

(1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。

(2) 会議を傍聴する方が、２の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

４　その他

発熱等が見受けられる場合は、傍聴をお断りする場合がありますので御了承ください。

愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議